

令和3年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について (報道発表資料)

1. 所得税等の確定申告書の提出状況	1
2. 個人事業者の消費税の申告状況	5
3. 贈与税の申告状況	6
4. 自宅等からの e-Tax 利用状況	8
5. 参考資料	9

別冊 令和3年分の確定申告状況等について (トピックス)

- ・ 自宅からの e-Tax の利用状況等
- ・ マイナンバーカードを活用した申告
- ・ 地方公共団体との連携

※ 令和元年分及び令和2年分の所得税等、個人事業者の消費税及び贈与税の申告・納付期限を延長したこと、令和3年分の所得税等、個人事業者の消費税及び贈与税については簡易な方法により申告・納付期限を延長できるようにしたことに伴い、本資料における各計数については、令和元～3年分は翌年4月末日まで、平成30年分以前は翌年3月末日までに提出された申告書の情報としています。

1. 所得税等の確定申告書の提出状況

－提出人員は 362 万 1 千人で、平成 24 年分からほぼ横ばいで推移－

確定申告書の提出人員の状況

所得税等の確定申告書の提出人員は 362 万 1 千人（対前年比+1.6%）で、平成 24 年分以降ほぼ横ばいで推移しています。

納税人員の状況

確定申告書の提出人員のうち、申告納税額がある方（納税人員）は 96 万 2 千人（同+1.3%）で、その所得金額は 6 兆 8,921 億円（同+10.2%）、申告納税額は 5,776 億円（同+24.8%）となっており、令和 2 年分と比較すると、いずれも増加しました。

所得者区別の納税人員の状況

- 事業所得者

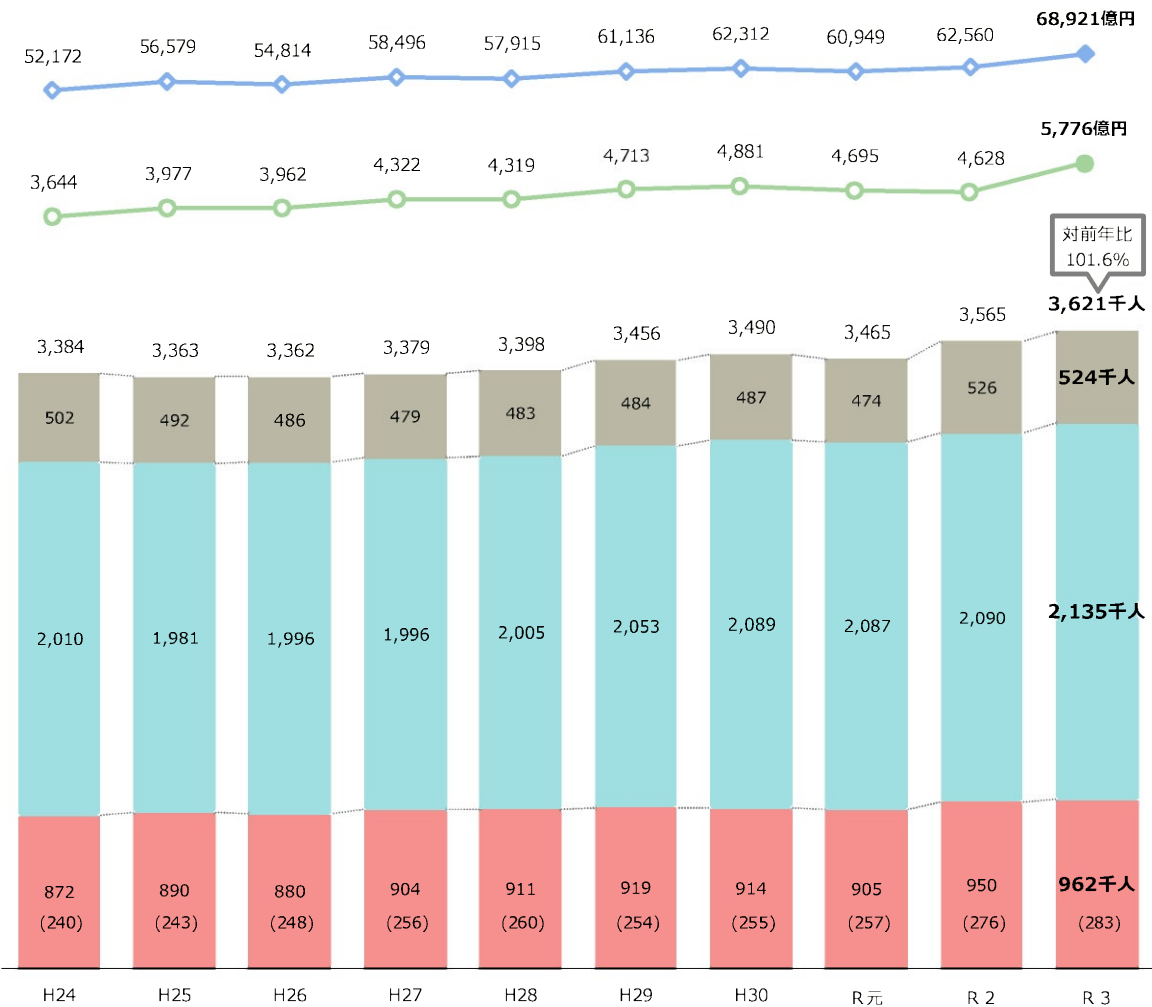
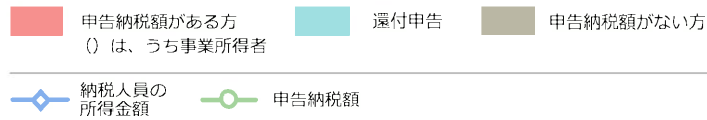
納税人員は 28 万 3 千人（同+2.5%）で、その所得金額は 1 兆 3,971 億円（同+24.1%）、申告納税額は 1,437 億円（同+48.2%）となっており、令和 2 年分と比較すると、いずれも増加しました。

- 事業所得者以外

納税人員は 67 万 9 千人（同+0.8%）で、その所得金額は 5 兆 4,949 億円（同+7.1%）、申告納税額は 4,338 億円（同+18.6%）となっており、令和 2 年分と比較すると、いずれも増加しました。

《グラフ1：所得税等の申告状況の推移》

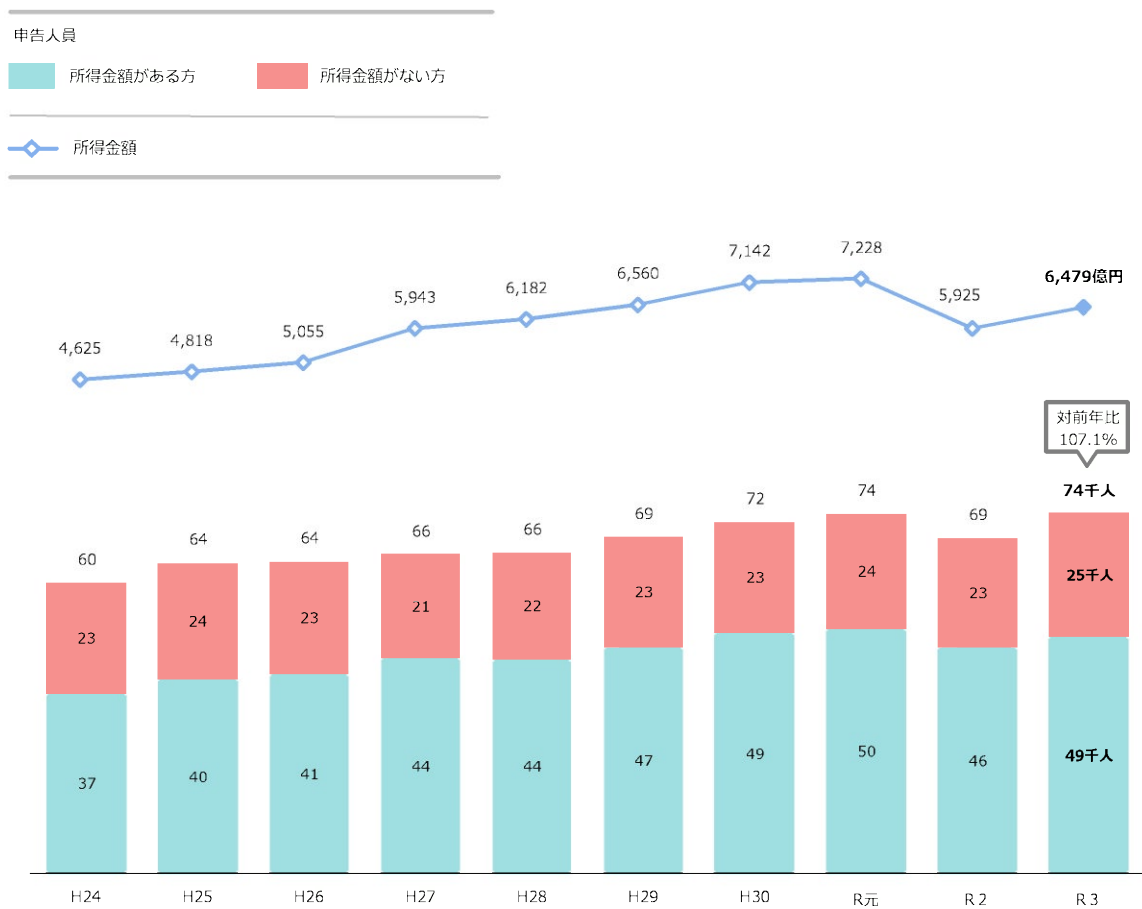
確定申告書の提出人員



土地等の譲渡所得の申告状況

確定申告書の提出人員のうち、土地等の譲渡所得（総合譲渡を含む。）の申告人員は7万4千人（対前年比+7.1%）です。そのうち、所得金額がある方（有所得人員）は4万9千人（同+4.9%）で、その所得金額は6,479億円（同+9.4%）となっており、令和2年分と比較すると、いずれも増加しました。

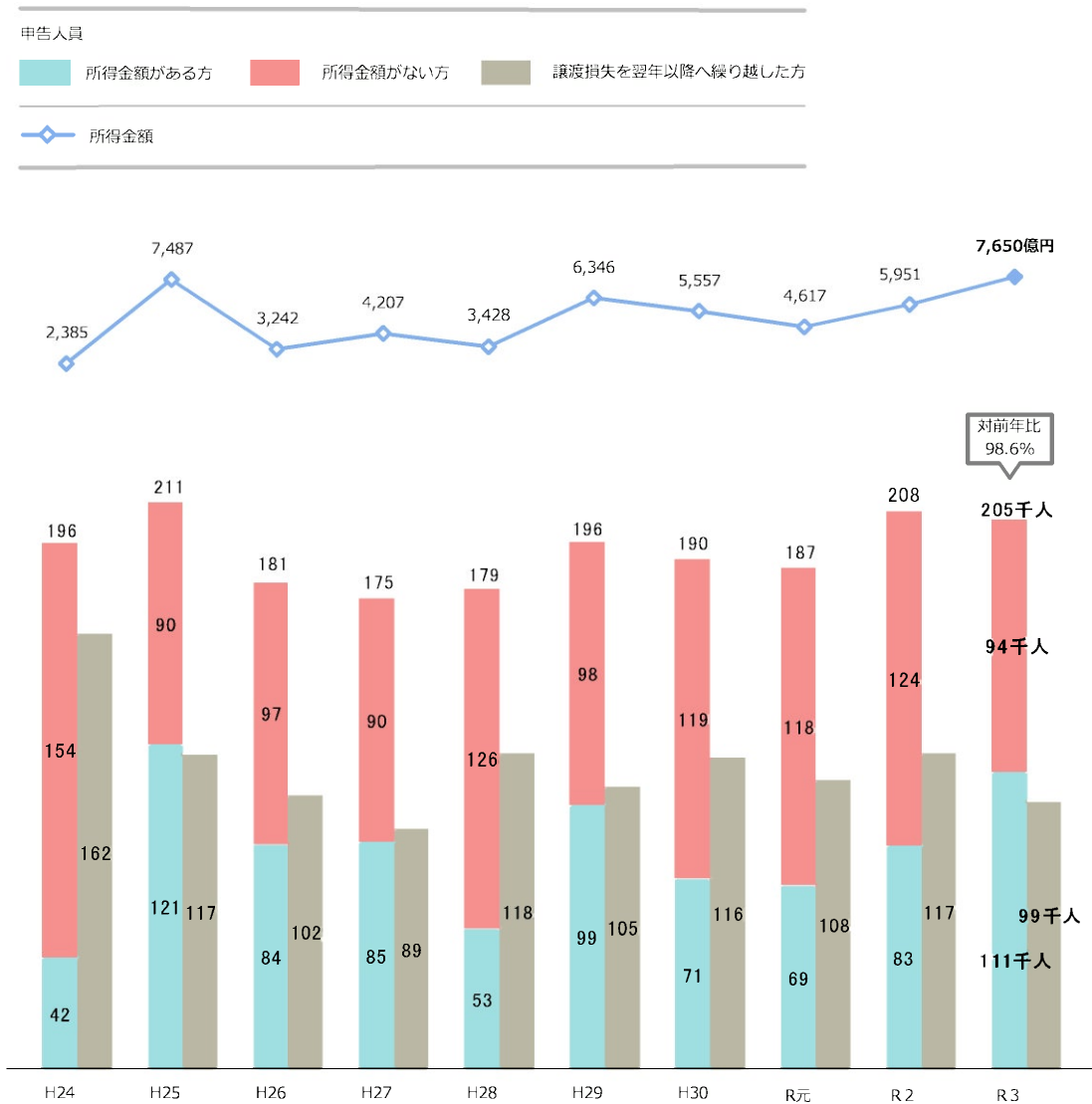
《グラフ2：土地等の譲渡所得の申告状況の推移》



株式等の譲渡所得の申告状況

確定申告書の提出人員のうち、株式等の譲渡所得の申告人員は20万5千人（対前年比▲1.4%）です。そのうち、所得金額がある方（有所得人員）は11万1千人（同+32.6%）で、その所得金額は7,650億円（同+28.6%）となっており、令和2年分と比較すると、申告人員はほぼ横ばいとなり、有所得人員と所得金額は増加しました。

《グラフ3：株式等の譲渡所得の申告状況の推移》



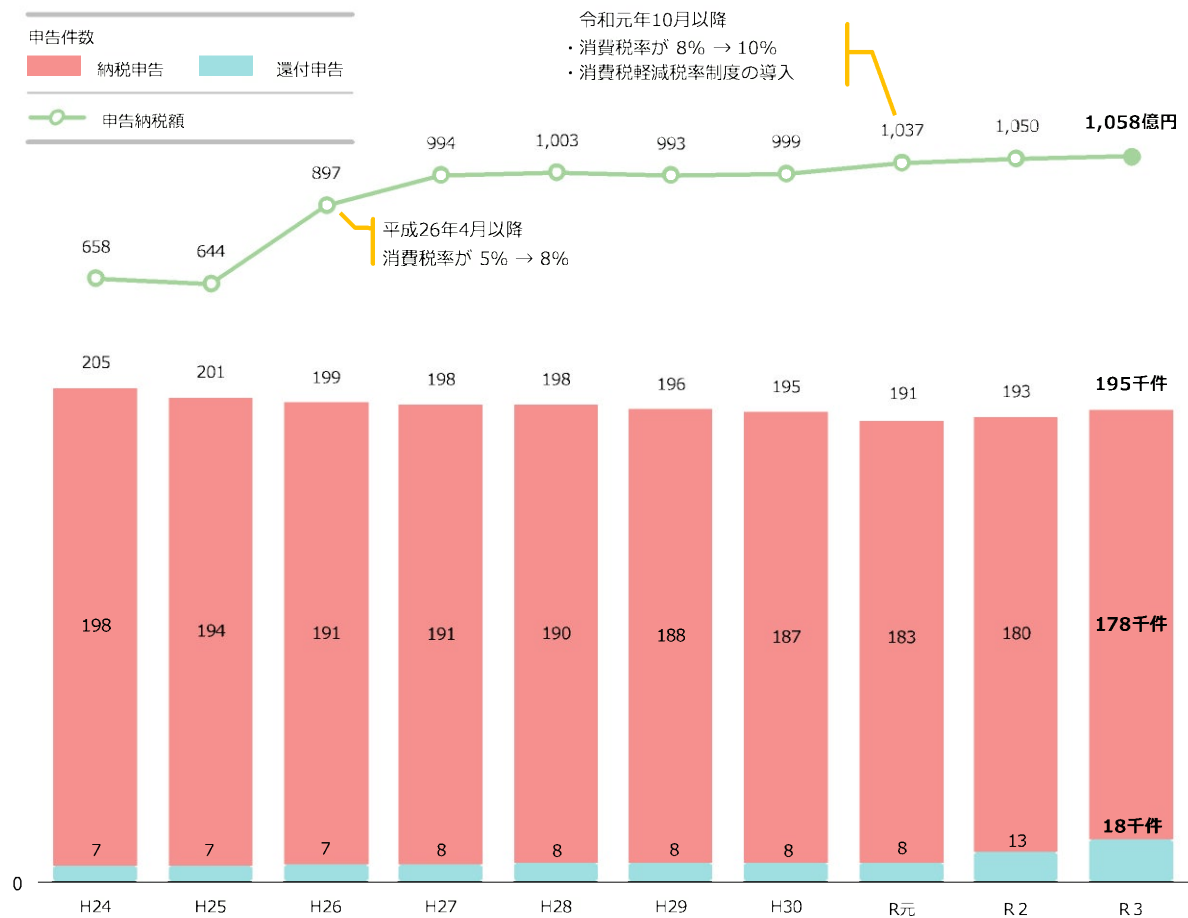
2. 個人事業者の消費税の申告状況

－申告件数は19万5千件で、平成24年分からほぼ横ばいで推移－

個人事業者の消費税の申告件数

個人事業者の消費税の申告件数は19万5千件（対前年比+1.3%）で、申告納税額は1,058億円（同+0.8%）となっており、令和2年分と比較すると、いずれも増加しました。

《グラフ4：消費税の申告状況の推移》



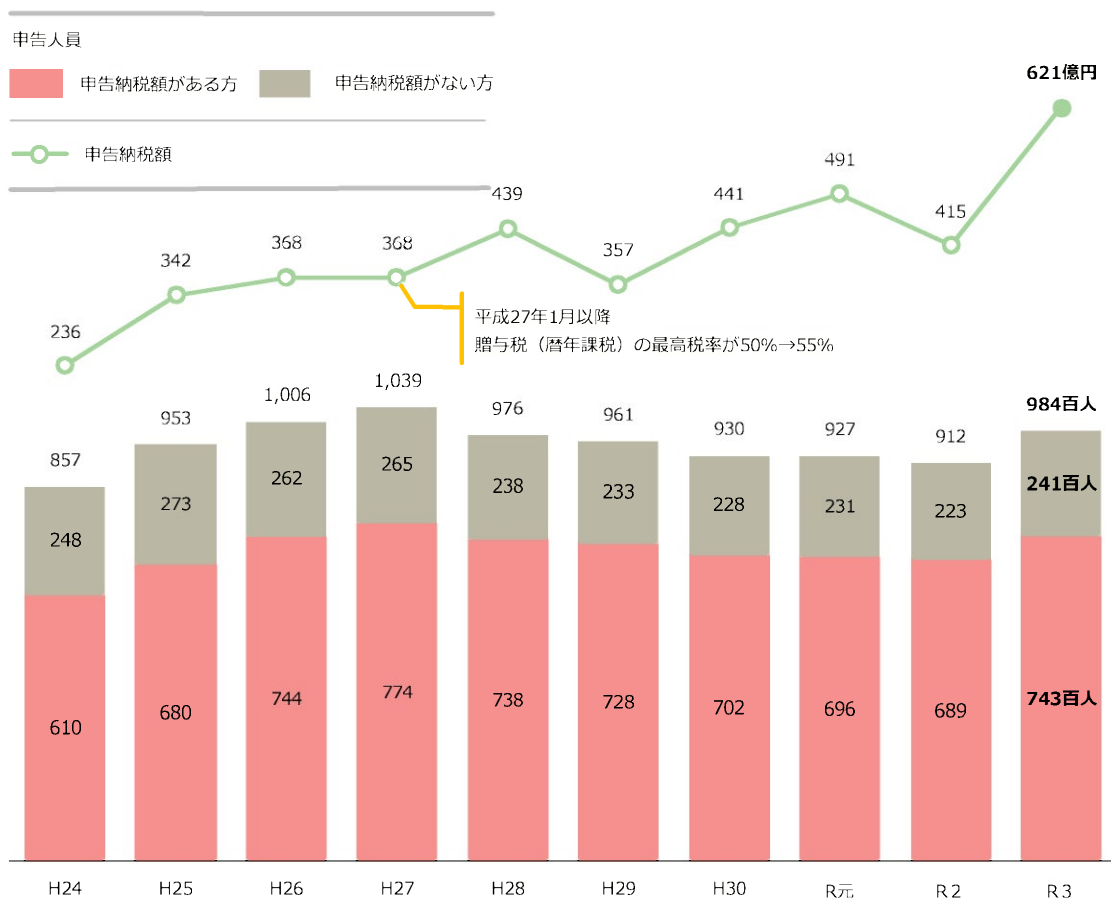
3. 贈与税の申告状況

－申告件数は9万8千4百人で、前年より増加－

贈与税の申告状況

贈与税の申告書の提出人員は9万8千4百人（対前年比+7.9%）です。そのうち、申告納税額がある方（納税人員）は7万4千3百人（同+7.8%）で、その申告納税額は621億円（同+49.7%）となっており、令和2年分と比較すると、いずれも増加しました。

《グラフ5：贈与税の申告状況の推移》



贈与税の課税方法別の申告状況

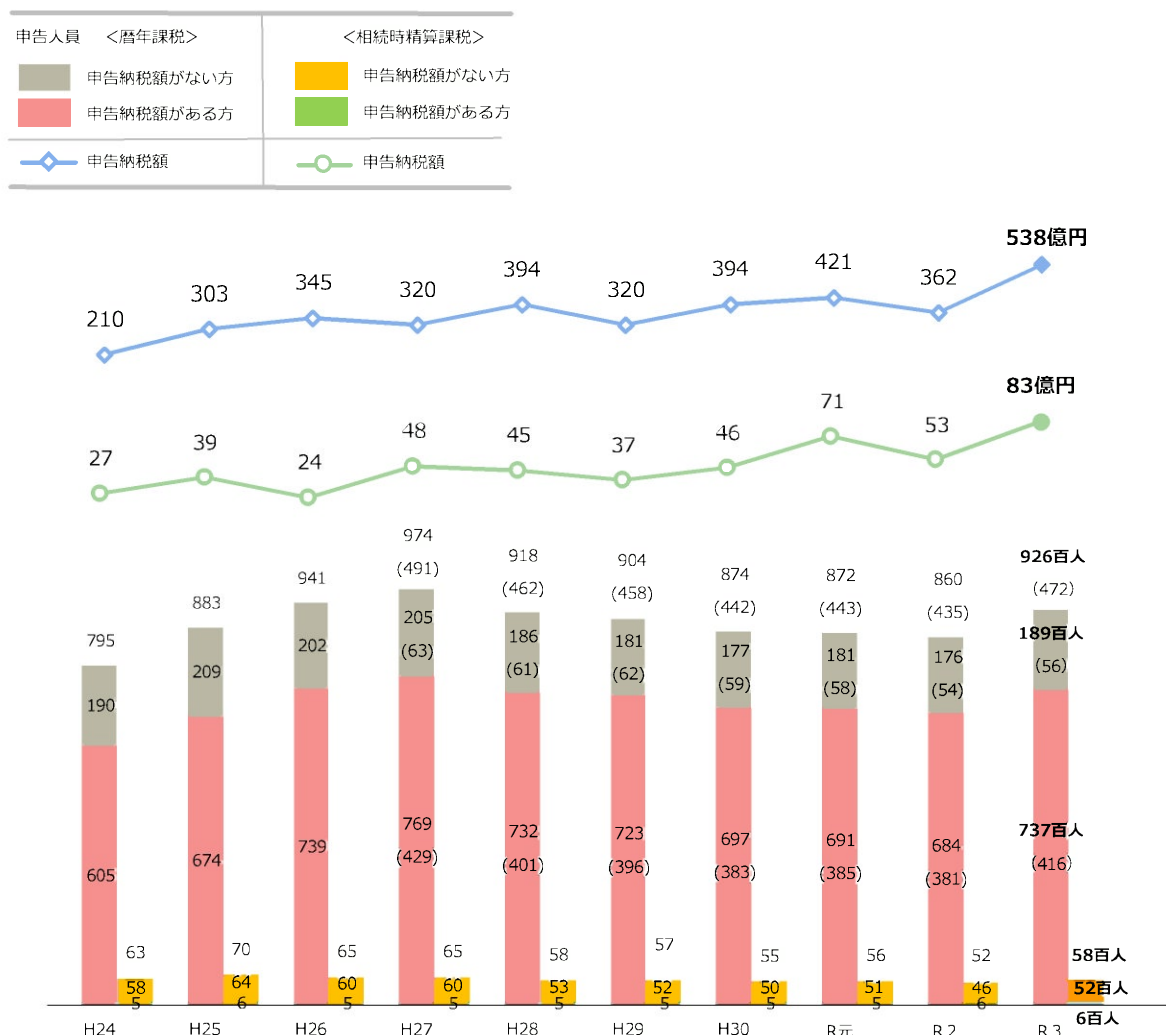
● 暦年課税

暦年課税を適用した申告人員は9万2千6百人（対前年比+7.7%）で、その申告納税額は538億円（同+48.7%）となっており、令和2年分と比較すると、いずれも増加しました。

● 相続時精算課税

相続時精算課税を適用した申告人員は5千8百人（同+11.0%）で、その申告納税額は83億円（同+57.0%）となっており、令和2年分と比較すると、いずれも増加しました。

《グラフ6：暦年課税及び相続時精算課税別の申告状況の推移》



(注) 1 平成27年分以降の申告人員グラフの括弧書は、特例税率に係る贈与の申告人員です。

2 相続時精算課税に係る申告人員には、暦年課税との併用者を含んでいます。

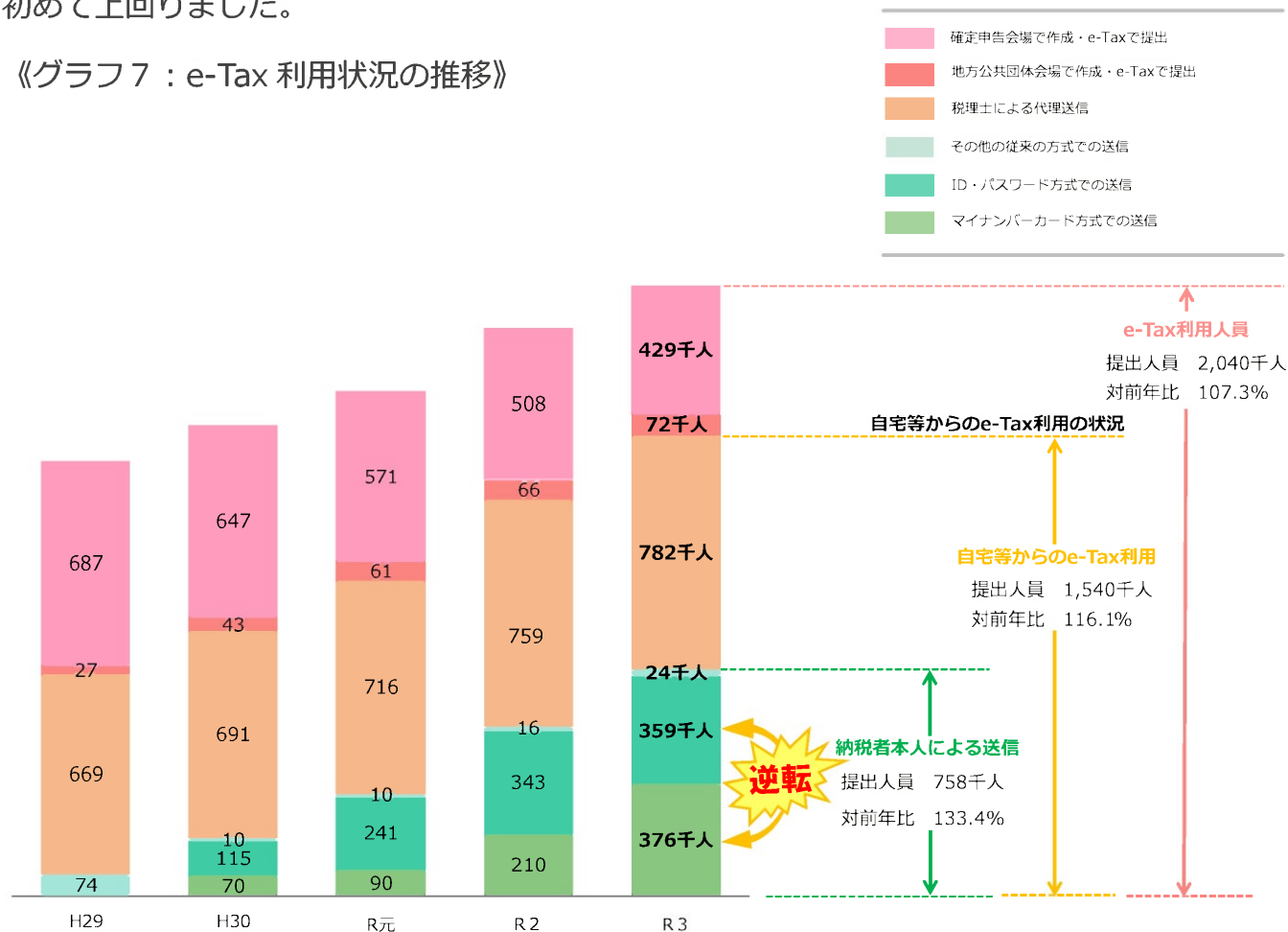
4. 自宅等からの e-Tax 利用状況

所得税等の状況

自宅等からの e-Tax 利用による所得税等の申告書の提出人員は 154 万人で、令和 2 年分から 21 万 3 千人（対前年比+16.1%）増加しました。

そのうち、納税者本人による送信は 75 万 8 千人で、令和 2 年分から 19 万人（同+33.4%）増加し、マイナンバーカード方式での送信が ID・パスワード方式での送信を初めて上回りました。

《グラフ 7 : e-Tax 利用状況の推移》



【参考】マイナンバーカードがあればこんなに便利

- ▶ マイナンバーカードがあれば、確定申告書等の受付結果（受信通知）を確認できるほか、e-Tax ソフト（WEB 版）で、送信された帳票を表示することができます。
※ ID・パスワードでログインした場合は、一部を除きメッセージの詳細を確認できません。
- ▶ マイナンバーカードがあれば、書面又は e-Tax により提出した令和 2 年分以降の所得税の確定申告書等について PDF ファイルを取得できる「申告書等情報取得サービス」を利用することができます。
- ▶ マイナンバーカード方式で確定申告書を送信する場合、マイナポータル連携により、控除証明書等のデータを取得し自動入力することができます。

5. 参考資料

(注) 端数処理のため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(表1) 所得税等の確定申告書の提出状況の推移

	令和3年分	令和2年分	令和元年分	平成30年分	平成29年分
申告納税額 がある方	(+1.3) 千人 962	(+5.0) 千人 950	(▲1.0) 千人 905	(▲0.6) 千人 914	(+0.9) 千人 919
還付申告	(+2.2) 2,135	(+0.1) 2,090	(▲0.1) 2,087	(+1.8) 2,089	(+2.4) 2,053
申告納税額 がない方	(▲0.3) 524	(+11.0) 526	(▲2.8) 474	(+0.8) 487	(+0.2) 484
合 計	(+1.6) 3,621	(+2.9) 3,565	(▲0.7) 3,465	(+1.0) 3,490	(+1.7) 3,456

(注) 1 平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分から令和3年分は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、前年からの増減率(%)である。

(表2) 所得税等の納税人員の申告状況の推移

	令和3年分	令和2年分	令和元年分	平成30年分	平成29年分
納税人員	(+1.3) 千人 962	(+5.0) 千人 950	(▲1.0) 千人 905	(▲0.6) 千人 914	(+0.9) 千人 919
所得金額	(+10.2) 億円 68,921	(+2.6) 億円 62,560	(▲2.2) 億円 60,949	(+1.9) 億円 62,312	(+5.6) 億円 61,136
申告納税額	(+24.8) 億円 5,776	(▲1.4) 億円 4,628	(▲3.8) 億円 4,695	(+3.6) 億円 4,881	(+9.1) 億円 4,713

(注) 1 平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分から令和3年分は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、前年からの増減率(%)である。

3 申告納税額は、所得税と復興特別所得税の合計額である。

(表3-1) 所得税等の主たる所得区分別申告人員

	確定申告 人	申告納税額			増減率				
		申告納税額 がある方	還付申告	申告納税額 がない方		納税	還付	ゼロ	
合計	千人	千人	千人	千人	%	%	%	%	
	3,621	962	2,135	524	+1.6	+1.3	+2.2	▲0.3	
所得 区 分 内 訳	事業所得者	(18.1) 655	(29.5) 283	(6.0) 129	(46.3) 243	▲1.2	+2.5	▲0.8	▲5.4
	その他所得者	(81.9) 2,967	(70.5) 679	(94.0) 2,006	(53.7) 282	+2.2	+0.8	+2.4	+4.6
	不動産所得者	(6.0) 216	(15.1) 146	(0.9) 19	(9.9) 52	▲0.9	▲0.5	▲0.7	▲1.9
	給与所得者	(47.3) 1,714	(38.4) 370	(58.6) 1,250	(17.9) 94	+3.6	+1.4	+4.2	+4.1
	雑所得者	(25.2) 911	(11.8) 114	(31.3) 667	(24.8) 130	▲0.8	▲2.4	▲2.2	+8.6
	上記以外	(3.5) 125	(5.1) 49	(3.3) 70	(1.1) 6	+12.1	+7.8	+17.8	▲8.7

(注)1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。
2 括弧書は、合計に対する割合(構成比、%)である。
3 増減率は、令和2年分に対するものである。

(表3-2) 所得税等の主たる所得区分別所得金額等

	所得金額	申告納税額		申告納税額	還付税額	増減率					
		申告納税額 がある方	還付申告			所得金額		税額			
						納税	還付	納税	還付		
合計	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	
	145,625	68,921	72,276	5,776	2,079	+7.4	+10.2	+5.4	+24.8	+5.8	
所得 区 分 内 訳	事業所得者	(12.7) 18,547	(20.3) 13,971	(4.3) 3,093	(24.9) 1,437	(20.9) 435	+15.4	+24.1	▲3.9	+48.2	+1.5
	その他所得者	(87.3) 127,079	(79.7) 54,949	(95.7) 69,183	(75.1) 4,338	(79.1) 1,644	+6.3	+7.1	+5.8	+18.6	+6.9
	不動産所得者	(6.2) 8,968	(12.1) 8,308	(0.5) 335	(16.1) 929	(1.0) 20	+0.1	+0.1	+0.8	+0.4	▲1.4
	給与所得者	(59.5) 86,718	(40.7) 28,017	(78.3) 56,611	(16.5) 951	(55.3) 1,150	+5.1	+2.8	+6.3	+4.5	+5.2
	雑所得者	(10.0) 14,582	(5.9) 4,044	(13.9) 10,058	(8.5) 494	(13.6) 283	+5.4	+32.1	▲2.2	+375.7	▲0.8
	上記以外	(11.5) 16,811	(21.2) 14,580	(3.0) 2,180	(34.0) 1,964	(9.1) 190	+17.9	+14.8	+44.0	+14.2	+37.5

(注)1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。
2 括弧書は、合計に対する割合(構成比、%)である。
3 増減率は、令和2年分に対するものである。

(表4-1) 土地等の譲渡所得の申告状況

	令和3年分				令和2年分				増減率			
	申告 人 員	有所得 人 員	所得 金 額	1人 当 たり	申告 人 員	有所得 人 員	所得 金 額	1人 当 たり	申告 人 員	有所得 人 員	所得 金 額	1人 当 たり
	千人	千人	億円	万円	千人	千人	億円	万円	%	%	%	%
土地等	74	49	6,479	1,330	69	46	5,925	1,276	+7.1	+4.9	+9.4	+4.2

(注)1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

2 総合譲渡所得に係る計数を含む。

(表4-2) 株式等の譲渡所得の申告状況

	令和3年分				令和2年分				増減率			
	申告 人 員	有所得 人 員	所得 金 額	1人 当 たり	申告 人 員	有所得 人 員	所得 金 額	1人 当 たり	申告 人 員	有所得 人 員	所得 金 額	1人 当 たり
	千人	千人	億円	万円	千人	千人	億円	万円	%	%	%	%
株式等	99 205	111	7,650	691	117 208	83	5,951	713	▲15.3 ▲1.4	+32.6	+28.6	▲3.1

(注)1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

2 上段は、譲渡損失を翌年以降へ繰り越したものの計数である。

(表5) 個人事業者の消費税の申告状況

	令和3年分			令和2年分			増減率		
	申告件数	税 額	1件当たり	申告件数	税 額	1件当たり	件数	税額	1件当たり
納税申告	千件 (90.9)	億円 外298	万円 60	千件 (93.2)	億円 外296	万円 58	%	%	%
	178	1,058		180	1,050		▲1.3	+0.8	+2.1
還付申告	件 (9.1)	外26		件 (6.8)	外20				
	18	92	52	13	73	56	+37.1	+25.8	▲8.2
合 計	195	-	-	193	-	-	+1.3	-	-

- (注) 1 翌年4月末までに提出された申告書の計数である。
 2 外書は、地方消費税である。
 3 括弧書は、合計に対する割合（構成比、%）である。

(表6) 贈与税の申告状況

	令和3年分				令和2年分				増減率			
	申告 人 員	納 税 人 員	申 告 納 税 額	1 人 当 たり	申 告 人 員	納 税 人 員	申 告 納 税 額	1 人 当 たり	申 告 人 員	納 税 人 員	申 告 納 税 額	1 人 当 たり
暦年課税	百人	百人	億円	万円	百人	百人	億円	万円	%	%	%	%
	926	737	538	73	860	684	362	53	+ 7.7	+ 7.8	+ 48.7	+ 37.9
	特例税率	472	416	/		435	381	/		+ 8.5	+ 9.1	/
一般税率	454	321	425			302	+ 7.0			+ 6.1		
相続時精算課税	58	6	83	1,348	52	6	53	947	+ 11.0	+ 10.3	+ 57.0	+ 42.4
合 計	984	743	621	84	912	689	415	60	+ 7.9	+ 7.8	+ 49.7	+ 38.9

- (注) 1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。
 2 暦年課税のうち、特例税率に係る人員には、一般税率との併用者を含む。
 3 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含む。

(表6-付1) 住宅取得等資金の非課税の申告状況

令和3年分			令和2年分			増減率		
申 告 人 員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額	申 告 人 員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額	申 告 人 員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額
百人	億円	億円	百人	億円	億円	%	%	%
101	1,019	982	83	1,042	1,013	+ 21.7	▲ 2.2	▲ 3.0

(注) 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

(表6-付2) 事業承継税制の申告状況

	令和3年分			令和2年分			増減率		
	申告件数	猶予税額	1件当たり	申告件数	猶予税額	1件当たり	件数	猶予税額	1件当たり
特例措置	件	百万円	万円	件	百万円	万円	%	%	%
	167	18,562	11,115	129	7,167	5,556	+29.5	+159.0	+100.1
一般措置	12	748	6,236	2	48	2,382	+500.0	+1,470.6	+161.8
合 計	179	19,310	10,788	131	7,215	5,507	+36.6	+167.7	+95.9

(注) 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

(表7) 所得税等の確定申告書のe-Taxによる送信方式別提出人員

	令和3年分	令和2年分	令和元年分	平成30年分	平成29年分
確定申告人員	千人 3,621	千人 3,565	千人 3,465	千人 3,490	千人 3,456
e-Tax利用人員	(56.3) 2,040	(53.3) 1,900	(48.7) 1,689	(45.2) 1,577	(42.1) 1,456
自宅等からのe-Tax	(42.5) 1,540	(37.2) 1,327	(30.5) 1,058	(25.4) 886	(21.5) 743
納税者本人による送信	(20.9) 758	(15.9) 568	(9.9) 342	(5.6) 195	(2.1) 74
マイナンバーカード方式での送信	(10.4) 376	(5.9) 210	(2.6) 90	(2.0) 70	
ID・パスワード方式での送信	(9.9) 359	(9.6) 343	(7.0) 241	(3.3) 115	
その他の従来の方式での送信	(0.7) 24	(0.4) 16	(0.3) 10	(0.3) 10	(2.1) 74
税理士による代理送信	(21.6) 782	(21.3) 759	(20.7) 716	(19.8) 691	(19.3) 669
確定申告会場からのe-Tax	(11.8) 429	(14.3) 508	(16.5) 571	(18.5) 647	(19.9) 687
【参考】(外 確定申告会場で作成・書面で提出)	外 62	外 29	外 34	外 56	外 59
地方公共団体会場からのe-Tax(データ引継)	(2.0) 72	(1.8) 66	(1.7) 61	(1.2) 43	(0.8) 27

(注) 1 平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分から令和3年分は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、確定申告人員に対する割合(構成比、%)である。

3 「マイナンバーカード方式」及び「ID・パスワード方式」は、平成31年1月から開始された施策である。

(参考1) スマートフォン等を利用した提出人員

	令和3年分	令和2年分	令和元年分	平成30年分
スマートフォン等を利用した提出人員	千人 480	千人 370	千人 233	千人 74
自宅からe-Taxで提出	287	205	96	25
マイナンバーカード方式での送信	145	75	10	
ID・パスワード方式での送信	142	130	86	25

(注) スマートフォン等を利用した提出は、平成31年1月から開始された施策である。

(参考2) マイナポータル連携を利用した人員

	令和3年分	令和2年分
利用人員	百人 535	百人 5

(注) 翌年4月15日までに提出された申告書の計数である。

(表8) ICTを利用した所得税等の確定申告書の提出人員

	令和3年分	令和2年分	令和元年分	平成30年分	平成29年分
確定申告人員	千人 3,621	千人 3,565	千人 3,465	千人 3,490	千人 3,456
ICT利用人員	(77.9) 2,820	(75.6) 2,697	(71.9) 2,490	(69.5) 2,427	(66.9) 2,312
自宅等でのICT利用	(62.3) 2,258	(58.7) 2,093	(52.6) 1,824	(48.2) 1,681	(44.6) 1,540
各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出	810	772	710	685	662
国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出	730	554	348	201	80
国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出	718	767	766	795	797
地方公共団体会場で作成・e-Taxで提出	(2.0) 72	(1.8) 66	(1.7) 61	(1.2) 43	(0.8) 27
署でのICT利用	(13.6) 491	(15.1) 537	(17.5) 606	(20.1) 703	(21.6) 746
税務署で作成・e-Taxで提出	429	508	571	647	687
税務署で作成・書面で提出	62	29	34	56	59

(注) 1 平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分から令和3年分は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、確定申告人員に対する割合（構成比、%）である。

(表9) ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員

	令和3年分	令和2年分	令和元年分	平成30年分	平成29年分
申告人員	百人 984	百人 912	百人 927	百人 930	百人 961
ICT利用人員	(81.9) 806	(79.8) 727	(76.8) 712	(73.2) 681	(71.2) 684
自宅等でのICT利用	(74.3) 731	(72.2) 659	(68.8) 638	(65.3) 607	(63.8) 614
各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出	418	392	380	371	372
国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出	80	50	39	31	25
国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出	233	217	220	206	216
税務署でのICT利用	(7.6) 75	(7.5) 69	(7.9) 74	(7.9) 73	(7.3) 71
税務署で作成・e-Taxで提出	63	59	63	61	59
税務署で作成・書面で提出	12	10	10	12	11

(注) 1 平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分から令和3年分は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、申告人員に対する割合（構成比、%）である。

(表10) 閉庁日における申告相談等の状況（所得税等）

	令和3年分		令和2年分		令和元年分		平成30年分	
	相談件数	申告書 収受件数	相談件数	申告書 収受件数	相談件数	申告書 収受件数	相談件数	申告書 収受件数
1回目 (3年分・2月20日)	百件 (51.0) 88	百件 139	百件 (52.5) 77	百件 123	百件 (61.2) 126	百件 233	百件 (55.8) 133	百件 245
2回目 (3年分・2月27日)	(49.0) 85	131	(47.5) 70	109	(38.8) 80	132	(44.2) 106	184
合計	173	271	147	233	206	365	239	429

(注) 括弧書は、合計に対する割合（構成比、%）である。

(表11) 暗号資産取引に係る収入がある方の「その他の雑所得」の状況

	令和3年分
申告件数	千人 12
その他の雑所得の金額	億円 761

- (注) 1 翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。
 2 「その他の雑所得」とは、雑所得のうち「公的年金等の雑所得」、「業務に係る雑所得」以外をいう。
 3 上記は、「その他の雑所得」がある方のうち、暗号資産取引に係る収入がある方の計数である。このため、「その他の雑所得」の金額には、暗号資産取引に係る収入以外の収入（個人年金保険等）に係る所得を含む。

(表12) 寄附金控除等の適用状況

	令和3年分	令和2年分	令和元年分	平成30年分	平成29年分
寄附金控除 (所得控除)	千人 1,153 756	千人 1,040 644	千人 815 534	千人 764 519	千人 672 423
寄附金控除 (税額控除)	19 107	18 104	15 89	17 82	14 79
合計	816	703	589	569	475

- (注) 1 平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分から令和3年分は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。
 2 各欄の上段は、控除額（億円）の合計である。
 3 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適用があるため、所得控除と税額控除の合計とは一致しない。

(表13) 雑損控除等の適用状況

	令和3年分	令和2年分	令和元年分	平成30年分	平成29年分
雑損控除 (所得控除)	百人 215 23	百人 289 28	百人 676 68	百人 1,026 130	百人 393 35
災害減免額 (税額控除)	5 13	4 12	6 14	12 19	7 14
合計	36	40	82	148	49

- (注) 1 平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分から令和3年分は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。
 2 各欄の上段は、控除額（千円）の合計である。
 3 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適用があるため、所得控除と税額控除の合計とは一致しない。

(表14) 医療費控除の適用状況

	令和3年分	令和2年分	令和元年分	平成30年分	平成29年分
医療費控除	千人 1,228	千人 1,199	千人 1,246	千人 1,243	千人 1,235
セルフメディケーション 税制による特例	4	4	5	4	4

- (注) 平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分から令和3年分は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

令和3年分の確定申告状況等について（トピックス）

申告所得税及び復興特別所得税^(※)

※ 以下「所得税等」と表記します。

- 申告人員は 362 万 1 千人（対前年比+1.6%）。そのうち申告納税額がある方は 96 万 2 千人（同+1.3%）、その所得金額は 6 兆 8,921 億円（同+10.2%）、申告納税額は 5,776 億円（同+24.8%）。
- 土地等の譲渡所得の申告人員は 7 万 4 千人（同+7.1%）。そのうち所得金額がある方は 4 万 9 千人（同+4.9%）、その所得金額は 6,479 億円（同+9.4%）。
- 株式等の譲渡所得の申告人員は 20 万 5 千人（同▲1.4%）。そのうち所得金額がある方は 11 万 1 千人（同+32.6%）、その所得金額は 7,650 億円（同+28.6%）。

個人事業者の消費税

申告件数は 19 万 5 千件（同+1.3%）で、申告納税額は 1,058 億円（同+0.8%）。

贈与税

申告人員は 9 万 8 千 4 百人（同+7.9%）。そのうち申告納税額がある方は 7 万 4 千 3 百人（同+7.8%）、その申告納税額は 621 億円（同+49.7%）。

自宅等からの e-Tax の利用状況

- 自宅等から e-Tax で申告書を提出した方^(※)は、所得税等で 154 万人（同+16.1%）。
※ 本人による自宅からの送信のほか、税理士による代理送信を含みます。
- 上記のうち、自宅から納税者ご自身により e-Tax で所得税等の申告書を提出した方は 75 万 8 千人（同+33.4%）。

※ 令和元年分及び令和2年分の所得税等、個人事業者の消費税及び贈与税の申告・納付期限を延長したこと、令和3年分の所得税等、個人事業者の消費税及び贈与税については簡易な方法により申告・納付期限を延長できるようにしたことに伴い、本資料における各計数については、令和元～3年分は翌年4月末日まで、平成30年分以前は翌年3月末日までに提出された申告書の情報としています。

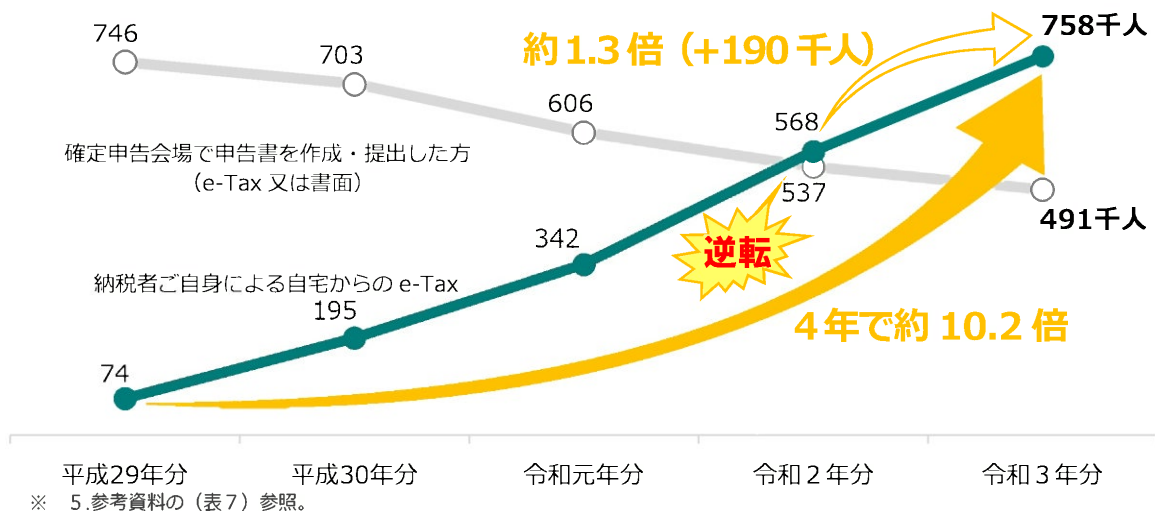
自宅からの e-Tax の利用状況等

自宅からの e-Tax がスタンダードに ～自宅からの e-Tax が 19 万人増加～

確定申告会場への来場や税理士への依頼をせず、国税庁HP『確定申告書等作成コーナー』や各種会計ソフトを利用して自宅から納税者ご自身により e-Tax で申告書を提出した方は、令和2年分の約1.3倍となる75万8千人で、約19万人増加しました。

自宅から納税者ご自身により e-Tax で申告書を提出した方の数は、税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数の約1.5倍となり、初めて上回ることとなった令和2年分からその差は大きく広がりました。

《自宅から納税者ご自身により e-Tax で申告書を提出した方の数の推移》

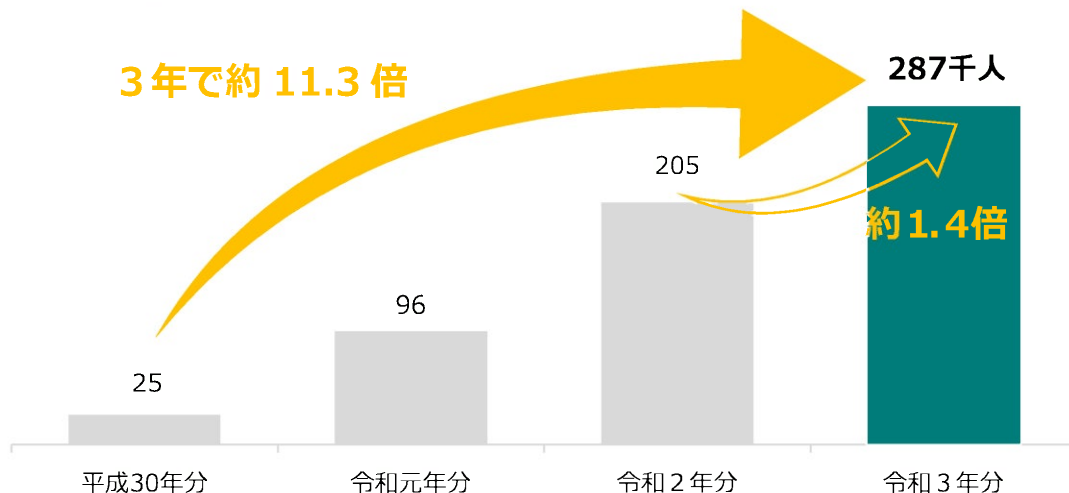


スマホ申告の利用状況 ～自宅からのスマホによる e-Tax が 28 万人を突破～

自宅からスマホを使って e-Tax で申告した方は 28 万 7 千人で、令和2年分から約1.4倍に増加しました。

特に、マイナンバーカードを利用してスマホから申告した方は 14 万 5 千人で、令和2年分から約1.9倍に増加しました。

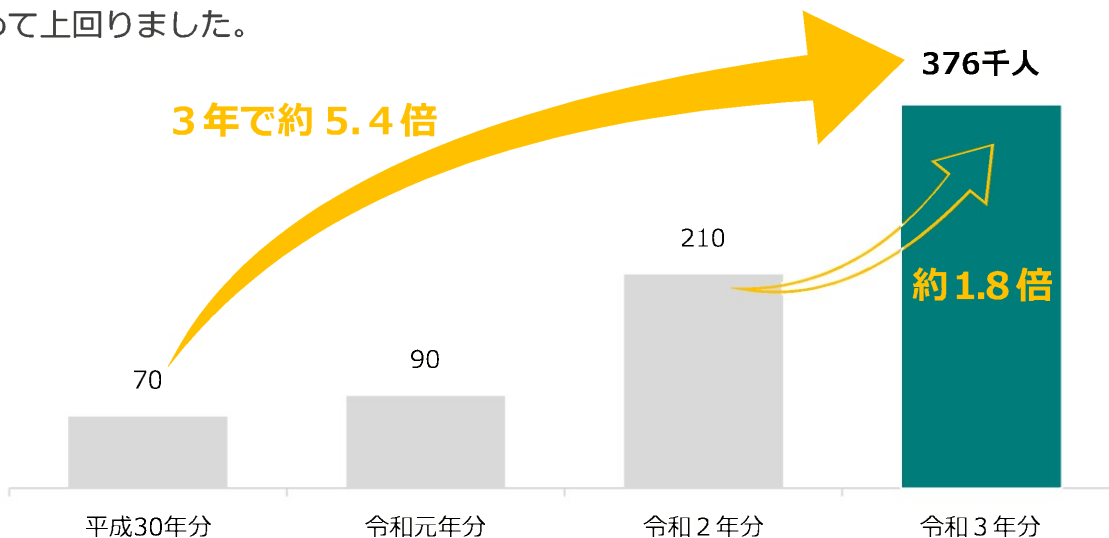
《スマホ申告した方の数^(※)の推移》 ※ 自宅から e-Tax で申告書を提出した方の数



マイナンバーカードを活用した申告

マイナンバーカード方式の利用状況

納税者ご自身による自宅からの e-Tax で申告書を提出した方のうち、マイナンバーカード方式で送信された方は、37万6千人で、令和2年分から約1.8倍に増加し、マイナンバーカード方式での送信がID・パスワード方式での送信（35万9千人）を初めて上回りました。



※ 5.参考資料の(表7)参照。

確定申告会場でのマイナンバーカード交付申請受付

国税庁では、マイナンバーカードの普及促進を目指し、地方公共団体からの要請を踏まえて、税務署の確定申告会場内にマイナンバーカード申請コーナーを設置しています。

令和3年分では合計で3,298件の交付申請を受け付けるなど、地方公共団体数及び申請件数が令和2年分から大幅に増加しました。

	平成29年分 (運用開始)	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分
地方公共団体数	1	18	47	24	48団体
申請件数	1,920	2,436	5,559	2,212	3,298件

※ 滋賀県（大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市）、京都府（京都市、綾部市、宮津市、木津川市、与謝野町）、大阪府（大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、寝屋川市、東大阪市）、兵庫県（神戸市、姫路市、西宮市、洲本市、芦屋市、宝塚市、三木市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、香美町）、和歌山県（海南市、橋本市、御坊市、田辺市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町）

【参考1】マイナポータル連携の利用状況

国税庁HP『確定申告書等作成コーナー』では、マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能（以下「マイナポータル連携」といいます。）を令和2年分から導入しています。

マイナポータル連携により控除証明書等を取得した方は535百人で、令和2年分から約111倍に増加しました。

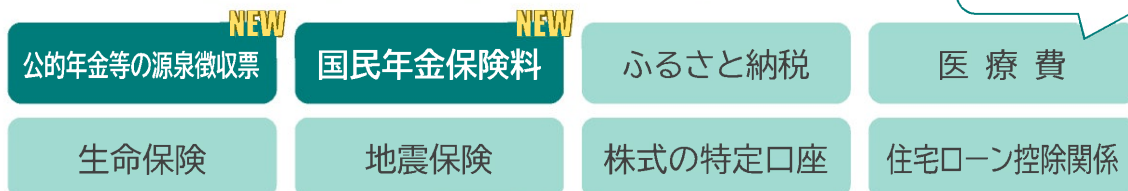
《マイナポータル連携により控除証明書等を取得した方の数の推移》



※ 5.参考資料の(表7)の(参考2)参照。

【参考2】マイナポータル連携の自動入力対象

マイナポータル連携の自動入力対象は以下のとおりです。



令和4年分の申告から
1年間分の情報が
取得可能に！

※ NEWの内容については令和5年1月以降開始予定です。

対象は今後も順次拡大予定です。

給与所得の源泉徴収票 iDeCo 小規模企業共済等掛金 など

マイナポータル連携のご利用には、マイナンバーカードが必要です。

マイナポータル連携以外にもマイナンバーカードには様々なメリットがあります。

コンビニで各種証明書が取得可能 本人確認書類として使用可能 健康保険証と一体化 新型コロナワクチン接種証明書が取得可能 運転免許証と一体化予定(令和6年度末)

地方公共団体との連携

データ引継の利用件数 ~国・地方のバックオフィス連携のデジタル化~

地方公共団体で受け付けた確定申告データを税務署にデータのまま送信する「データ引継[※]」については、利用団体数・利用件数ともに前年の確定申告期の実績を上回りました。

データ引継は、納税者の方への早期還付等のほか、行政のデジタル化を通じた税務署・地方公共団体双方の事務効率化等のメリットがあります。

	平成 28 年分 (運用開始)	令和 2 年分	令和 3 年分
利用団体数	14 団体	119 団体	128 団体
利用件数	5 千人	66 千人	72 千人

5年で約 9.1 倍

5年で約 13.5 倍

※ データ引継とは、平成 29 年 1 月に運用を開始した、地方公共団体で受け付けた確定申告データを税務署に送信する仕組みのことです。データ引継の導入以前は、地方公共団体が主催する申告相談会場においては、データで作成した申告書も書面に印刷して、税務署へ送付し、再度、税務署がデータ化していました。